

日銀業第201号

2024年4月16日

日銀ネット利用先
当座預金取引先
準備預り金取引先
国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者
代理店引受金融機関本部 御中
歳入代理店引受金融機関本部
委託国庫送金依頼先金融機関本部
国庫金当座振込事務取扱金融機関本部
国債代理店引受金融機関本部
国債元利金支払取扱店引受金融機関等本部

日本銀行

「日本銀行ホームページを利用した規則規定等の改正等情報の
通知等に関する規則」の一部改正に関する件

今般、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年4月23日から実施
することとしましたので、通知します。

これに伴い、2024年4月23日以降、「国債にかかる払込金（日本銀行金融
ネットワークシステムの利用金融機関等以外の払込者分）の代行払込に関する規
則」の改正等にかかるご連絡は、日本銀行ホームページ^(注)において行うことと
します。

(注) 日本銀行ホームページにおける掲載場所は、「業務上の事務連絡」－「国債振替決済制度
関連」－「国債振替決済制度関連規程」です。

以上

別紙

「日本銀行ホームページを利用した規則規定等の改正等情報の通知等に関する規則」中一部改正

- 別紙中、(118)を(119)とし、(57)から(117)までの項番を
一ずつ繰り下げ、(56)の次に次の(57)を加える。

(57)「国債にかかる払込金（日本銀行金融ネットワークシステムの利用金融
機関等以外の払込者分）の代行払込に関する規則」